中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

平找二十年三月三十一日

関削第三十二号

汝正 平成二六年 九月三○日規則第 平成二七年一二月二八日規則第 五一号 人儿号

中国残留邦人等の円滑な帰国の足進並びに永生帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

題名改正「平戎二六年規則五一号」

(殿加)

中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平式六年法律第 三十号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 一部改正「平戎二六年規則五一号」

(支援給付の開始の申請等)

- 第二条 法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法[第二条 法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第二十四条第一頃の規定による支援給付 (第四項において「支援給付」という。) の開始の申請及び司条第九項にお いて準用する司条第一項の規定による支援給けの変更の申請は、中国残留邦 人等の円滑な帰国の足進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者 の自立の支援に関する法律に基づく支援給付申請書(別記第一号策式)によ り行うものとする。
- び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平戎八年政令第十八号)第 二十条に規定する葬祭支援給付の申請は、前頃の規定にかかわらず、中国残 留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書(別記第二号様 式)により行うものとする。
- |3 第一項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添けしなければな||3 第一項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添けしなければな ひなく。
  - 申請者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の貧産、負責及び収入の 状況について記載した書類

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

> 平找二十年三月三十一日 関削第三十二号

汝正 平成二六年 九月三○日規則第 平成二七年一二月二八日規則第 五一号 人九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の足進並びに永生帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

題名改正「平戎二六年規則五一号」

(殿/师)

第一条(この規則は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した。第一条(この規則は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した) 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平式六年法律第 三十号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 一部改正〔平戎二六年規則五一号〕

(支援給付の開始の申請等)

- (昭和二十五年法律第百四十四号) 第七条の規定による支援給付(第四項に おいて「支援給付」という。) の開始の申請及び同法第二十四条第五頃に期 定する支援給付の変更の申請は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基 **づく支援給付申請書(別記第一号様式)により行うものとする。**
- 2.中国残留邦人等の円滑な帰国の足進並びに永生帰国した中国残留邦人等及 2.中国残留邦人等の円滑な帰国の足進並びに永生帰国した中国残留邦人等及 び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平式八年政令第十八号)第 二十条に規定する葬祭支援給付の申請は、前頃の規定にかかわらず、中国残 留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 **周者の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書(別記第二号様** 式)により行うものとする。
  - ひなく。
  - → 申請者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員の資産、負債及び収入 の状況について記載した書類

辫 11 その他知事が必要と認める書願 11 その他知事が必要と認める書願 4 建東福祉センターの長は、前頭各号に掲げる書類のほか、支援給けの失定|4 建東福祉センターの長は、前頭各号に掲げる書類のほか、支援給けの決定| に関し必要と認める書類を第一項に規定する申請書に係付させることができ に関し必要と認める書願を第一頃に関定する申請書に然付させることができ w° 一部改正「平戎二六年規則五一号」 一部攻正「平戎二六年規則五一号) (生計状况の変動等の届出) (生計状况の変動等の届出) 第三条 法第十四条第四頃の規定によりその例によることとされる生活保護法|第三条 法第十四条第四頃の規定によりその例によることとされる生活保護法 第六十一条の規定による届出は、生計状況変動等届出書(別記第三号隊式) 第六十一条の規定による届出は、生計状況変動等届出書(別記第三号様式) により行うものとする。 こより行うものとする。 学 記 学 記 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。 附 即 (平成二十六年九月三十日規則第五十一号) 附 即 (平成二十六年九月三十日規則第五十一号) (海に野口) (預定型口) 1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。 1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。 (陸過指層) (陞唱新嗣) |2 この規則の施行前に、汝正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永|2 この規則の施行前に、汝正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永| 住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、 住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、 この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することが一 この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することが できる。 できる。 附 即 (平成二十七年十二月二十八日規則第八十九号) 附 即(平成二十七年十二月二十八日規則第八十九号) この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。 この規則は、平式二十八年一月一日から施行する。 금 第一号滕式 第一學歷式 (海二条海一) (海二条海一) **州部改正「平成27年期三89号)**  付款以下 (平式27年期 ) 第二号滕式 第1100 後式 (雅二/朱雅二/) (雅二/朱雅二/) 第三号隊式 第11100 矮式 (迷川)(米) (雅川(米)